



福岡医発第 509 号 (地)
令和 2 年 5 月 18 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松 田 峻一良
(公印省略)

リーフレット「新型コロナウイルス感染症に係る通所介護事業所
のサービス継続支援」について

新型コロナウイルスの感染症に係る通所介護事業所（地域密着型通所介護及び認知症対応型通所介護を含む。）の人員基準等の取扱いについては、本年 5 月 2 日付（福岡医発第 363 号（地））文書等にてご連絡申し上げたところです。

今般、厚生労働省より、通所介護事業所において活用が可能な人員基準上及び介護報酬上の特例について、分かりやすくお伝えする観点から、リーフレットが作成された旨の事務連絡が各都道府県行政宛に発出された旨、日本医師会を通じて通知がありましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

【添付資料】

○ 令和 2 年 4 月 28 日 介護保険最新情報 vol. 825

小郡三井医師会より

介護保険担当理事 古川哲也
会長 島田昇二郎

(介 37)
令和 2 年 5 月 8 日

都道府県医師会
介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
江 澤 和 彦
(公 印 省 略)

リーフレット「新型コロナウイルス感染症に係る通所介護事業所のサービス継続支援」について

新型コロナウイルスの感染症に係る通所介護事業所(地域密着型通所介護及び認知症対応型通所介護を含む。)の人員基準等の取扱いについては、本年 4 月 23 日付(介 29)等においてご連絡申し上げているところですが、今般、厚生労働省より、通所介護事業所において活用が可能な人員基準上及び介護報酬上の特例について、分かりやすくお伝えする観点から、リーフレットが作成された旨の事務連絡が各都道府県行政宛に発出されましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、郡市区医師会および会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

【添付資料】

○令和 2 年 4 月 28 日 介護保険最新情報 vol.825

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室） 御 中

← 厚生労働省 老健局 総務課認知症施策推進室、振興課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

リーフレット「新型コロナウイルス感染症に係る
通所介護事業所のサービス継続支援について」
計2枚（本紙を除く）

Vol.825

令和2年4月28日

厚生労働省老健局

総務課認知症施策推進室、振興課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしく願いいたします。 】

連絡先

TEL：03-5253-1111(内線 3979)

FAX：03-3503-7894

事 務 連 絡
令和2年4月28日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局） 御中
中 核 市

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
厚 生 労 働 省 老 健 局 振 興 課

リーフレット「新型コロナウイルス感染症に係る通所介護事業所
のサービス継続支援」について

新型コロナウイルス感染症への対応につきまして、多大なご尽力をいただいておりますこと感謝申し上げます。

新型コロナウイルスの感染症に係る通所介護事業所（地域密着型通所介護及び認知症対応型通所介護を含む。以下同じ）の人員基準等の取扱いについては、これまでも「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」（令和2年2月17日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）等においてお示ししているところです。

今般、通所介護事業所において活用が可能な人員基準上及び介護報酬上の特例について、分かりやすくお伝えする観点から、別添の通りリーフレットを作成いたしました。

つきましては、管内の通所介護事業所等に対して周知をお願いするとともに、都道府県におかれましては、管内市区町村に対する周知をお願いいたします。

【別添】

「新型コロナウイルス感染症に係る通所介護事業所のサービス継続支援」

新型コロナウイルス感染症に係る 通所介護事業所のサービス継続支援

感染拡大防止のため、休業要請の有無によらず以下の特例の活用が可能

①ご自宅への訪問によるサービス提供

・利用者のご自宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供した場合、報酬算定が可能です。

※提供時間が短時間の場合でも、最短時間の報酬区分（2時間以上3時間未満）で算定できます

・1日に複数回訪問した場合は、複数回の算定が可能です。（ケアプランに位置付けられた提供時間に相当する報酬が上限となります。）

②電話による安否確認等

・電話による安否確認等を行った場合も、報酬算定が可能です。（報酬区分は①と同じです）

※安否確認等：健康状態、直近の食事の内容や時間、直近の入浴の有無や時間、当日の外出の有無と外出先、希望するサービスの提供内容や頻度等について、電話により確認した場合

・休業要請を受けている場合は、1日2回、休業要請を受けていない場合は1日1回まで算定が可能です。（営業を続けている場合も含む）

③サービス提供時間の短縮

・提供時間を短縮し、最低限必要なサービスを行った結果、提供時間が最も短い報酬区分で定められた時間を下回った場合でも、最短時間の報酬区分を算定可能です。

④サービス提供場所の変更

・他の事業所や公民館等の場所を使用して、指定を受けたサービスに相当するサービスを提供した場合も、サービス提供時間等に応じ、報酬算定が可能です。



※ これらの特例は、利用者の同意を得た上で活用いただくこととなりますが、その際、

① 事前に利用者の同意を得た場合には、サービス担当者会議の開催を行わないこと

② サービス提供前に説明を行い同意を得ている場合は、ケアプランの見直しや文書による同意はサービス提供後に行うことが可能です。

※ この他、人員配置基準や各種加算について、柔軟な取扱いを可能としています。
（下記URL参照）

ご参考

○ 「「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」のまとめ」において、これまで事務連絡でお示ししてきた特例の一覧を掲載しています。（随時更新）

（<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000045312/matome.html>）

○ 独立行政法人福祉医療機構において、新型コロナウイルス感染症の影響により事業運営が縮小した介護事業所に対して、無利子・無担保の資金融資による経営支援を行っています。

（<https://www.wam.go.jp/>）